和小説選集番

二

内閣文庫
和書
類 三三五六九
冊號 三九
架 一函一二

内閣文庫
番號 和 32562
冊數 394 (100)
函號 152121

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

貞享元年閏五月廿日

天和二戌年七月　日　清閑寺家臣

養兄七郎兵衛久朝ヲ分右ヲ分和

御小性組石川市之丞　二百石余

倉橋内匠助久盛実子次男

小姓

倉橋兵部助久政

貞享二丑年閏五月九日死

自寛元元年六月廿日　様々亜信久入巻子

天和三癸亥年七月晦日　小巻信

御出仕　千石　内蔵宮内信常

自寛保元年六月廿日死

貞享元子年十月十日

権之助正次惣氏

小普請 松浦内蔵允組

寛文三卯年九月廿九日江戸出

御小姓組石川市正組

元桜田館西丸

三百俵 内藤十左衛門正興

後 織部
丹後守

十左衛門正興ハ父ハ権之助正次と云
駿河大納言忠長卿ニ属せらる後
[illegible]をおこして禄五百石下さる
小性組の番頭ニすゝむ寛永三寅年
忠長卿乙部の所にさゝそ時為長
其の事ゆるされてしかも寛永九申年
稲葉丹後守ニ預けられ同十四丑年

免されぬ此の年寛永二年二月二日より死し
て五十年間西興和尚義志二人平
西次ゝ方まして人ゝ多ゝ参安置申年
九月廿九日ゝ多ゝ百姓さま
徳松君（厚木）様に守を託して
御側の御用を勤ゝ厚木西蔵を
遣ゝ延宝八申年十月
浄徳院君西城へ入ゝ嘉ゝ附給ひ
ゝ天和三亥年六月十八日
一統参ゝ出家ゝ入ゝ申ゝ
ゝ御中陰迄御側ゝ仕申ゝ
八月十日 御十人衆

同年十二月廿五日御免ゝ
元禄七甲年六月廿八日 御元祝
元禄十五年二月廿八日 御持筒衆
同年十二月廿五日 御加恩三百石 元八百石
元禄十九年八月十八日 新御書院
元禄十六年七月三日 五百石 元
乃代弟使ゝ仕ゝ
相勤ゝ
元禄十六年十二月十三日 御中陰迄書院
同年十二月廿五日 御中陰迄書院
同年四月 御加恩ゝ百石 元八百石
宝永三戌年十二月九日 水戸ゝ御使ゝ

金子壱両十日間昼夜堂参詣ニ
相成候ニ付日数分増ス
宝永四丁亥年六月十八日夜ニ入れ
申候ものを法ハ被仰渡候ハ、其ニ
付候ハ、と仰付ル旨神田宮殿ニて
近く仕へ奉り候と仰付ル
宝永六己丑年三月十九日夜ハ御番ニて
付候ハ、神田宮殿ニて旧切のもの
なれとて付加ル石九二字
八百石
宝永七庚寅年二月廿五日暇ス
西徳院年二月廿六日致仕ス

九百石ヲ以下
享保三戊寅年六月廿三日八十四歳

寅享保四年十月十八日

御小性組石川帝四郎 婦妻 寄右 山崎源太郎 馬勝長

元禄七甲戌年閏五月死亡家来

国立公文書館
National Archives of Japan

元禄二乙巳年四月廿九日

延享六子年　月　日焼亡

御小性組青山丹後守組　三百俵　金森勝義可棟

大脇可俊君代
小堀信義後主殿守組
改義昌帰

宝永六丑年九月廿三日大納言綱吉卿の村々
列々　月廿日西御小屋にて美人を
一枚と偽る

享保二酉年三月廿五日死　年三十六

元禄三年二月廿六日　陸奥国磐城郡

延宝四丙辰年十二月十二日薨　元和二年中書　出羽国長坂之住

御小性組青山丹後守組　千石　三千石　能勢中務頼廉

宝保八申年三月十二日病死　十七歳

同上の勢ひ[illegible]て黄金一枚を賜る

宝保十二未年九月十九日死　年九歳

元禄二年辛巳二月廿六日

久慶馬之允儀
出雲国内表上野坊組

御徒組青山丹後守組 浪人
三宅小左衛門 久慶馬之允

元禄十二卯年十月廿日 御小姓
元禄十六年辛巳二月廿日死

元禄三年庚午二月廿六日

与三百石ノ地代
出羽守
出羽守
出羽守

御小姓組青山伊織忠俊 三千俵 新知 御使番 小姓組
後ノ石 後ノ番頭

元禄八乙亥年十二月廿六日 家督ノ石ヲ
子ノ三郎俊八 父ノ老ヲ継ノ新ノ知ヲ賜フ
宝永六丑年六月廿六日 吉岡十九郎
配所信濃国高山ニ於テ死ス 如元元禄
検ノ使ヲ蒙リ 四月廿六日 服
喪ノ令ニ依テ 検ノ使ヲ止メラレ 復
享保六丑年十二月七日 帰入滝川隆治ノ弟

享保七壬寅年六月三日死亡九歳

元禄四辛未年四月廿八日

出羽守政雄忠臣

出羽備前後守組

帰参

千五百石　大河内右衛門秀政

元禄八乙卯年八月三日辞入道剃髪丹後守組

享保十乙巳年七月廿六日死七十一歳

元禄四未年十二月二日

御徒士[illegible]

御小性組大田隠岐守組　三百俵　[illegible]

元禄四申年四月廿三日　[illegible]

元禄十二卯年十月十三日　御使者

同年十二月十八日布衣となる
元禄四年八月廿日辞官合
享保七寅年十月七日死

元禄四年十二月二日
中院通茂卿
御小性須大内隠岐守通
三位侍従 市橋長夫卿 正次
後左近衛少将 従三位 長門守

元禄七年二月廿二日 任 弾正尹 楓 前権中納言
同年三月十八日 権中納言
同年六月六日 清水性
元禄七年二月廿二日 任 弾正尹 楓 前権中納言
同年三月十八日 権中納言
同年六月六日 清水性
元禄十年閏月廿八日 従三位に叙する
元禄七年三月廿日 初参議

同年閏三月三百清水性徳稲田清蔵
徳川帰参

元禄四未年十二月二日

御小性組太田隠岐守徳
三百俵　内蔵十兵衛
後五百石　後忠篤

元禄四年閏三月廿三百庵原三百俵と
賜ふ

享保元申年七月十八日諸国巡検使と
命ぜらるる同月廿一日九列乃参りと思る
つきよりて伺ひ乃面のこと

国立公文書館
National Archives of Japan

二月吉日服黄金拾時服二羽織を
賜ひ土月十吉帰り深渕寺
寛永十七子年六月十吉日二尺法華寺作
同年同月十吉日布施者と免され
元文元辰年四月十二日死六十八歳

元禄四年十二月二日

御法度之面藤波守但　三奉行　大岡越前守忠相　後八百石　後三百石

右御書組所定置為奉行

元禄四申年四月十三日庚寅三奉行と
賜ひ

享保元申年六月四日西城の方へ
と造り形〳〵清用と命ぜられて
形形〳〵九月十三日功成り

寛永十七子年　月　日　家禄八百石宛
之乃三奉行へ奉る

享保元申年六月四日西城の方へ
と造り形〳〵清用と命ぜられて
形形〳〵九月十三日功成り

黄金拾枚時服三備く和光のかふす
あらためなし

享保二酉年五月十六日
松姫君様御用人
同日御加恩五百石　元千三百石
同年十二月十八日布衣着候様被仰付
享保三戌年七月十二日御役御免寄合被仰付
小普請入被仰付候ニ付御断申上候
ありて松姫君様御用人之御加恩五百石至寄合
享保四亥年八月二日病気ニ付家督相続死
同年十二月八日隠居被仰付
享保十巳年四月十五日死

元禄六酉年十二月九日
御小性組松平周防守組　三百俵　朝比奈七郎兵衛
大番組頭朝比奈六郎左衛門信孝子
改新九郎
元禄七戌年四月廿九日廩米三百俵被下
隠居
宝永二酉年八月廿四日依病死　年四十歳

元禄六癸酉年十二月九日

御書院番頭兼大目付足純惟成

御使組秋田淡路守組　三番隊　松濤若狭守良時

元禄七甲戌年四月廿九日　鷹狩三番隊ニ為ル

元禄十寅年十二月九日　那須ノ御猟ニ付　御暇ニ付行

宝永元申年四月十四日　御小姓ヲ

同年十二月　日　石川御殿ニ行

宝永六子年　月　日　薄日ニ石見ニ

三番隊ハ逆ーニ付

西徳元巳年九月十八日　石川御殿ニ行

元禄六酉年十二月九日

御小性組秋田清蔵守組　三番後　多賀和乾常尚

（書院番多賀清蔵守組三番番頭在方知行）

元禄十五年閏二月十九日　部屋住ニ付　桐間詰ニ

元禄七戌年二月廿九日　廊番ニ三番後ニ補ス

元禄十三辰年十二月九日　小姓組ニ入

宝永元申年六月十日　元清中性組ニ移

清蔵守組ヨリ帰番

此度元組清中性組ヨリ勝能也ニ組替

仰蒙

元禄六酉年十二月九日

御小性組村田清蔵守通　三百俵　仕丹新製帯雅次郎

元禄九子年十二月七日御用七百俵ヲ

無役ニ而雅明へ三百俵ヲ加ル

元禄十寅年七月廿日七百俵之地方ヲ

うつし上総国新治郡のうち五ヶ村住吉

国田ヲ郡一ヶ村若狭郡一ヶ村備ヲ

以地七百石ヲ加ル

元禄十寅年十二月廿日辞入水野長門守組

国立公文書館
National Archives of Japan

宝永元甲申年六月十日　御供組稲田
清路寺組へ帰番

元禄六酉年十二月九日
御小性組稲田
清路寺組　三百俵　依之同年中御信精
御書院番高力伊勢守組中根与惣兵衛忠成

元禄七戌年四月廿九日　番衆三百俵と
傷り

宝永四亥年六月九日　親父
伝死　三年目

元禄六癸酉年十二月九日

御世継和田法橋宇治組　三歳一色家女忠親

後嵯峨院宣旨一年

牧馬氏今春子

元禄七甲戌年四月廿九日　扈従三歳と

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

元禄七戌年閏六月九日

御小性組和田清兵衛

三百俵　和田三左衛門殿

正徳元卯年七月晦日死

宝永二酉年四月　日清八郎右衛門殿の

三百俵返し奉る

元禄十酉年　小普請方

後助之丞

後小普請

後助之丞

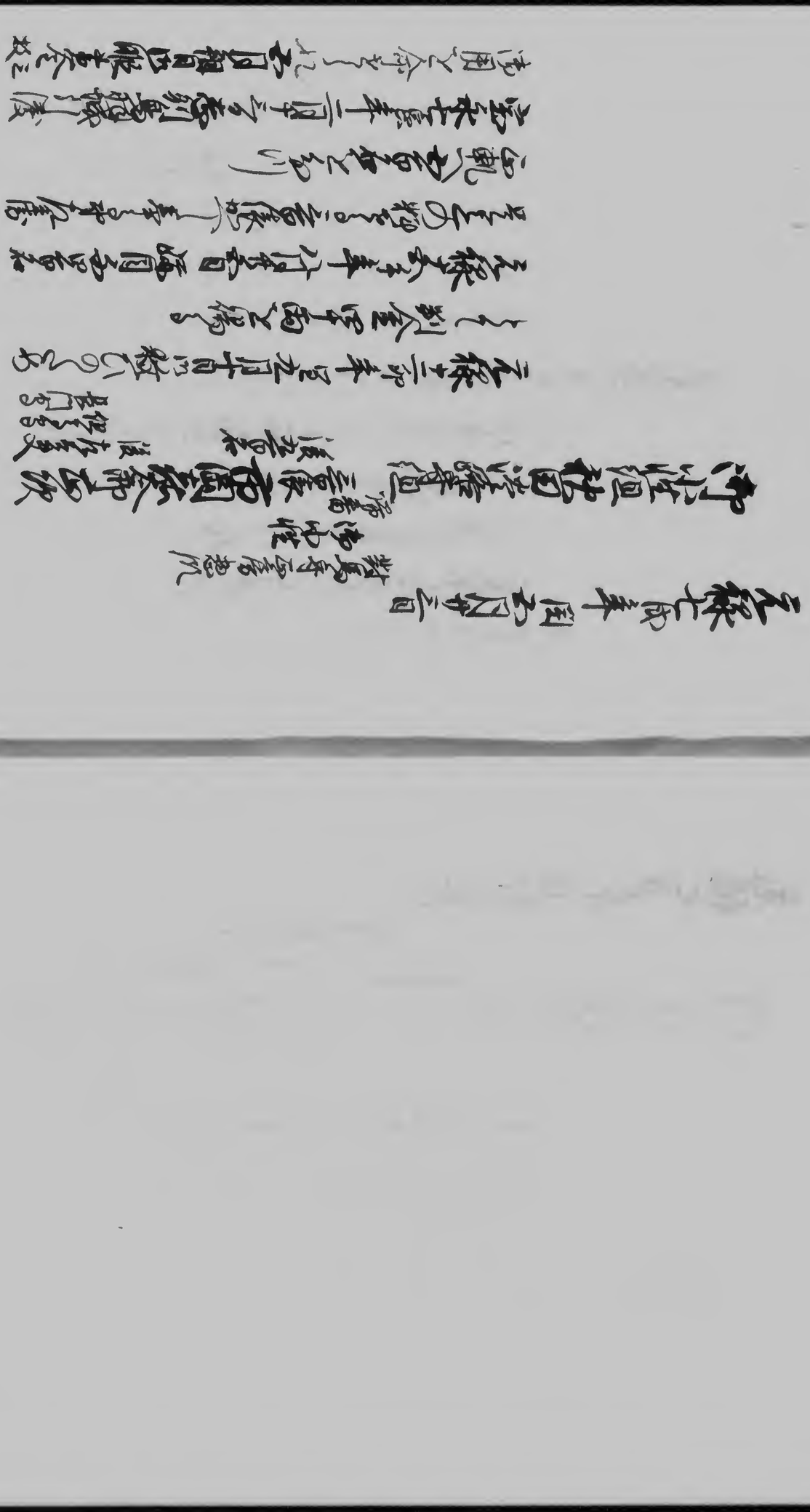

国立公文書館
National Archives of Japan

を備ふ廿九日立をとゝまり六月十日
御魂を定め　土方島羽職を梓和尚
象色より出る所なく　板倉新平所へ行
ゆかしきより関東へ早馳を命じ
告来りきた夕へ念とゝまりにけるに
帰る七月朔日得過す

享保六丑年十二月十一日　清水性但今阿
同年十二月十六日　布衣に任されて
享保九辰年　座作高子せよとして
全二百石を与し備る
享保十四酉年十二月十八日
法皇御所へ行せられ

享保十五戌年二月廿八日　出羽蒼会枚云
阿波之羽織を備へ　二月朔日與六
銀寄付の事を仰付られ　改但馬守
享保十七子年八月六日
法皇崩御せさせ給ひ　十二月十七日にて帰て
寿命を得列し
享保十八丑年四月廿八日　清光院と改
元文三午年八月廿七日　辞表命列す
寛保三亥年十二月十二日　致仕号称
三白住居を備へ
延享四卯年九月廿七日死　七十七歳

元禄九丙子年七月吉日

寛文十酉年十二月十日歟日

御朱印

法華寺

二百石

孫九郎

小姓

中務少輔

孫九郎

仁賀保十郎誠信

改孫九郎

元禄十五年午月吉日

法華寺

長老

校阿闍梨

法華寺へ

為て主事と

元禄

月十日

に帰り

七月九日

台顧を

係す

元禄十六癸未年九月十八日大事傷寒胃弱
と称つきより作行
元禄十三庚辰年四月十三日大事傷寒胃弱
となりしとのこと[illegible]
弼信しを[illegible]と名きまる[illegible]
[illegible]

元禄十六癸未年六月廿八日市中性徊[illegible]
同年十二月十五日布衣[illegible]と名きれ
宝永七庚寅年四月十五日死[illegible]

元禄九子年七月晦
元禄七甲戌年十二月十三日帰国
御小性徊被仰付 千[illegible]
元禄十庚寅年十月晦日本所大事傷
胃弱の事と仰ぎれ
元禄十二卯年二月七日大事傷乃事
[illegible]
元禄十三庚辰年四月廿三日大事傷
[illegible]

元禄十六年九月廿五日 奉別所右京の
御門渡し 使用 對馬守 宣富朝臣
作つゝふ 十月廿八日 清服美令 拝 作る
十月十日 清判物 清右衛の事
驛次の清事 を作る 十九日 発之
廿六日 別所右京 廿五日 清 郡
こゝ 巡視して 廿八日 郡作業
の事 この 撤 を 河原 ゝ
ゝ 此 ゝ ゝ 十月 廿 この 地 作り
十四日 八 石垣 を 作る
元禄十七年 十月 廿三日 の 駅 此 ゝ
ゝ ゝ 雷 ゝ ゝ 撤 の 郡 ゝ ゝ

明る 日 廿五 ゝ 郡 ゝ ゝ ゝ
作 ゝ 作 ゝ て 石垣 作 の 郡 ゝ
神田 作 一 橋 ゝ の 石垣 の 事 作 乃
奉行 と 命 ゝ る 明 の 日 六 日 ゝ 八
ゝ の 所 ゝ 補 ゝ る ゝ ゝ 六 月 十 八 日
小八 ゝ ゝ 牛 ゝ 口 市 ゝ 谷 口 ゝ 谷 ゝ 渡 の
ゝ ゝ 郭 ゝ 石垣 修補 の 奉行 を 命 ゝ る
その 中 七 月 ゝ 十 ゝ 飛 ゝ 渡 ゝ 右 郎
ゝ ゝ 水 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ 修補 の
奉行 ゝ ゝ ゝ ゝ 中 ゝ 小 人 ゝ
の 所 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ 修補 の 事 ゝ て の ち

十二月廿八日[illegible]
[illegible]黄金拾[illegible]
[illegible]

寛永二酉年十二月中旬[illegible]
寛永三戌年十二月廿六日西[illegible]
[illegible]

同年十二月二日[illegible]
正徳元年四月廿三日[illegible]
享保七寅年四月廿八日死[illegible]六歳

元禄九子年八月廿一日
天和二戌年十二月吉日[illegible]

御小性組[illegible]
元文三年十二月吉日死六十八歳

[illegible]帝正信[illegible]
小普請中根[illegible]

元禄十五年三月十八日

高木清左衛門
出雲信濃守家臣組

元禄第年三月六日清

御小性組秋田淡路守組　名佐橋左馬成意

改高木清

日光年十月十七日左馬の左馬ゆく一番町
の邸新たかつる

日光年十月廿二日一番町の邸市川用
あるよしにて新たに代りとして知行
亀沢郡ゆく下

享保二酉年八月十日死早二家

元禄十五年二月十八日

御小性組神田清左衛門組　番頭　松田九八郎

国立公文書館
National Archives of Japan

元禄十五年壬午四月七日

元禄八乙未年七月上旬歟

御使組秋田治部寺組　二千石　牧馬定勝豊前

御使番書

元禄十二卯年星九月十日幕府の諸士困窮のよつて倹約のため牧馬を停る

西徳元和年四月五日備後福島侯の川後守に命ぜられ二月十二日出船美濃松時服三を賜り四月廿八日帰国ハ古顔と称す

一 西住口千年十二月廿八日御使書

享保元申年正月十三日大給御用承り
の儀と承り二月朔日御暇金三枚を
備り九月廿八日帰め申し候 台顔を拝す
同月廿九日少老大久保長門守教寛
宦亭へ召されて都ニ在し子細告
奉りし時ニ月日を問て奉りし
し事 遠国へ御用ニ代りして
御使ニさられ身分少しかゝる
不肖の身ともとかめさせ奉りて
竹露らすして ◎御使へ御了 十二月ニ
至りて免されし候ニ御役を

替も居りて御使ニ参る
享保四亥年六月廿二日大給御用承
の事件と承り六月廿八日御暇金三枚
を備り明の年四月朔日帰め申し候
台顔を拝す
享保八卯年　月　日　辞去
享保十二未年五月朔日死年七十歳

元禄十巳年八月十九日

御小性組杉田清蔵寺組　番頭　三宅長　小倉権兵衛

宝永年中一藩入村事ニ付組

宝永四亥年七月五日　郡奉行ヨリ

大ヶ[illegible]

京都ニ出ル　十月廿日死

国立公文書館
National Archives of Japan

元禄十壬寅年八月十八日　　[illegible]

元禄十五壬午年七月十日　　[illegible]

御小性組秋田淡路守組　　于右　　波多江[illegible]

敬

元禄十四辛巳年二月十五日　桐[illegible]同淡路

同年七月廿一日淡路[illegible]

宝永元甲申年二月十四日　辞[illegible]

同年六月十一日元組淡路小性組秋田淡路守

但八帰番

国立公文書館
National Archives of Japan

元禄十二卯年七月十八日

御小性組神田治郎兵衛組　高名　九鬼十郎左衛門隆長

高名　隆重嫡子
小普請松平弾正組
伊勢

元禄十六未年十二月八日死　五十九歳

国立公文書館
National Archives of Japan

元禄十二卯年十月十五日

元禄四年未年七月廿七日頃日

御小姓組 二人 三宮

元禄十四年巳年十月十日 御書院番組 二人

同年十月廿七日 御書院番組

宝永元甲申年九月朔日 諸懸の者共に

宝永二酉年十月十五日 酒井大学忠穆

奥津翁 答と称する

宝永元甲申年九月朔日 諸懸の者共に

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

元禄十二卯年十月吉日

元禄八乙亥年十二月十二日

新発意重留書

山城信濃都井法守組

御小性組秋田法師守組　千吉右　貞新兵衛石尹

元禄十四辛巳年十月吉日　桐谷間書

元禄十四年　月　日　南小性

宝永元甲申年十月吉日　稲入井戸対馬組

四年十月十日　元組　南小性　秋田法師守組

帰書

元禄十二卯年十月廿日

進佐渡国内人数之
出雲信村城伊勢守組

元禄十二卯年七月廿日晴

市正佐渡守殿治部少輔組　千石　進藤主殿助殿

宝永三戌年三月廿九日但馬国出石城
引渡御用ニ付参ル　五月廿日市正殿
英令ニ付ル　七月廿日酒ニ清酒
享保元丙年十月十日道奉行ニ兼
帯ス　御用ニ付ル

享保七壬寅年閏七月十六日道奉行ヲ
勤ル間京ニ上ル

享保八卯年

享保七寅年十月廿七日道奉行を免さるる旨を勇助へ申渡す

同年閏六月六日御徒組免ぜられ

同年十二月十八日布施孫兵衛を免さる

享保十九年九月廿日御先手免ぜられ

同年十二月九日捕物の役を兼ねる

享保十三申年六月二日加役を免さる

享保二年丁酉年十月廿八日御持筒ぜられ

延享元子年二月十一日御徒奉行

寛延二巳年十月廿日死七十六歳

宝永元申年六月十日

小性組秋田清右衛門

西徳二辰年稱入

享保元年付二日為安養寺殉死

享保四亥年十二月七日勤仕

享保六丑年閏十月廿日死六十六歳

小性組

小笠原右近将監

小笠原右近将監

千七百石

小栗勘右衛門

[illegible]

寛永元申年六月十一日

御小性組神田清左衛門寺組

新天帝 京昌世成

出家信井戸対馬守寺組

帰寺

寛永新天帝四年

改新天帝

西徳元卯年六月七日御侍番

同年十二月七日大坂番同番代りと

なりまゝ

同年十二月十八日加藤忠之亮さゝれ

西徳二辰年四月十九日大坂へ陣服

其令故之傷ゝ九月十九日帰りて

相傷ましさよ

所石線乃事ようゝそ事ま乃事
つかる堯しのひて十二月十日
有章院殿ゟ御渡し奉る
享保元申年十月十三日出羽国内
う敵る豊後中津城乃法九市周と
命セラレ十月朔日病ひて奉に
たのひさまこ那ひ乃ゝ山市度と
免セラル
享保二酉年二月十八日豊後中津城
と奥平大膳亮昌成へ引渡し
市周と命セラレ三月十三日市服
黄金拝領と仰ス七月廿八日帰ス洋

領す
享保三戌年十月二日長崎市周
ヲ以て奉ラの伊賀十二月朔日服
黄金拝領之賜と仰ス明乃
ヲ以ル十月十二日伺て拝領す
享保八卯年二月十日市周
享保九辰年十月十日
若石乃市方へ屬セラル
享保十丑年二月十日強斧所奉行
同年七月廿八日市服拝領之賜
享保十七子年正月十七日於強斧死七十一歳

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

宝永元甲申年六月十日

元禄十四辛巳年四月十日分和

御小性組秋田清蔵守組　書右　牧野新平成良

牧野長門守成房家臣
山崎大学信之家臣

享保二丙申年四月十八日　御役所

宝永元甲申年四月五日　牧野

日年十月十八日　布衣之儀ニ成さるる

享保九辰年十月十日

若年若乃御方ニ属ス〜る

享保十三申年八月十八日　御用ス

享保十二申年二月十九日　元ニ復て

それより後は御留守居御用を大かたつとめしを
享保十四己酉年十一月廿四日評定所に召されて
御役をはなれ懇なる御沙汰の事聴し
召されしかハ改易にも及ばさる旨を仰出
宝暦二申年九月廿六日死 七十五歳

宝永元申年六月十一日
元禄十二卯年七月九日跡目
御小性組松田淡路守組
勘定奉行久貝因幡守
小普請逸見備中守組
留守居 本多弾正忠為久命
寛保二戌年十二月二日老辞賜黄金二枚 入長谷川
久八 三十卯年死
宝暦元未年八月二日死 八十歳

宝永元甲申年六月十一日

三河国内五万石拝領
出羽信濃守保春事西尾隠岐
後五万石

御小性組番頭溜詰寺社奉行 三宅俄 [illegible]記帯刀

西徳三乙未年三月廿四日 [illegible]

享保六辛丑年二月廿三日死 [illegible]

宝永元甲申年六月十日

出羽氏道養子
出羽井戸対馬守組
三宮儀二戸田主殿氏紀
法名

御世組相留候事

宝永二酉年十月晦日 添田主殿
そもとの三宮儀ゝ[illegible]する

享保二酉年二月廿一日御書院番組
同年十二月十八日加役ゝ[illegible]
享保十三申年六月廿八日死

宝永二酉年十月十二日

元禄十三辰年七月十日薨

御小性組川勝能登守組三百俵中山宮内少輔春

寄合

政 節刀伝考

宝永六丑年十月十九日辞入之儒法眼守組

享保四亥年八月二日病死 井宮内之死

延享二丑年十二月廿日致仕

宝暦二申年十月九日死

節刀出道春子

宝永二酉年十月十三日　右三箇政貞忠代

元禄十亥年三月廿三日　小雲信　松平伊豆守組

御小性組川勝弥登守組　高石　椅井喜三郎政好

延享元子年八月廿一日死　六十六歳

宝永二酉年十月十三日

元禄十六未年十二月十九日迄月

十郎兵衛門隆長養子

少兵衛大夫隆長養孫組

御小性組川勝能也守組　書名　九郎兵衛隆久

改十郎兵衛

元文三午年七月廿三日老辞隠居仰付入士御免御加役死

延享元子年六月四日致仕

延享三寅年七月八日死　八十一歳

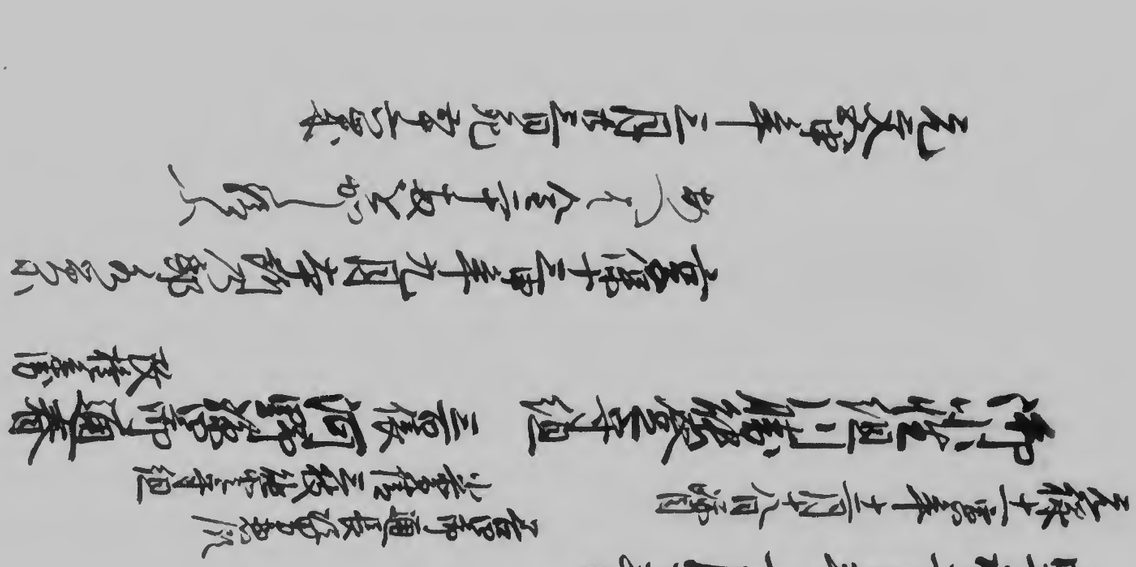

国立公文書館
National Archives of Japan

宝永二酉年十月十三日

享保三寅年七月十日婚

御小性組川勝徳蓉寺組　三百俵　高本吉之丞

小姓頭　西尾忠成

小姓頭　松平信定寺組

宝永三戌年十二月六日辞入之後移陳寺組

享保二酉年十月十日死

国立公文書館
National Archives of Japan

宝永元年十二月十日　　元禄永久書写
　　小笠原信之助同帽子組

元禄十二寅年十二月十八日踏月

御徒組川勝能登守組　　荒樹伊織永道

享保九辰年十二月十日御徒代

同年四月十八日布衣之者召出

享保十二未年八月十八日未申年変
日光ノ御代ノ合日ニ当ル　明の申年
四月廿六日ニ蔵様の御ハ
白銀百枚ト御ノ四月日光の御代ハ
隠ル

元文二巳年七月廿八日御法度
元文三午年十月廿日榴橋乃役を
為つき作を為る
元文四申年四月二日晴年号改
南方の御役を命ぜらるる文を御役を
免ぜられ之を以て日より免を
為し榴橋の役も元明の命
御もの遠び世度を罷と仰さ
るべく文日限を以て厳しく無表の
労をなんぜて世度ハ御
法に法を乃ち作を作る

寛保三亥年九月廿日法度
改を為つき作を為る 世間世上の異見の悪徒
ありて市中を騒乱
ありて市中を騒乱
歳しきんまて拒ぐれハ手事とする
永世さきの榴橋の役を為し時の振舞
聴しめさきの所ハ拒ぐれて命ぜられ
ぜて悪徒等を明の日ハ
而して世度と為き且を拒を敢免けるハ
世先榴橋ぜられ時悪徒を一人も
ぜらるべく悪く歳刑を変ぜ
所事と存ぜ
為の門乃様ハ二首の落首とする
ものハ
又一首ハ文ハ作る又一紙の
文を張る
世度御法度市を御ぜ法を信
我ハ今晴和国信御服を御作

国立公文書館
National Archives of Japan

主男乃兵頭の若党なりし紀主事原は
建る事ゝ何もきゝてなかりしきぬ
君上のなくしまと加うせにそてきやし
是とむうまゝに若党をいとしきんちきます
業を矢ゝハ後しかくいやしき業を眼き
ことのそ紀なき業ゝ尽し文武を常ハ
事も主用ゝ沙ゝ我等四民世の主禄を
偏ゝ日毎ゝかゝし業をたへさ数く彼
一少婦人ゝハ及ほし深く歎く所を書
なかしかて侍りし後彼明呑小文
一編を編なくいやしき事取ても主
数なるをとよみきめゝ用ひさせ今日の
益何事ゝ是ゝ志ゝはせんするれなふ
郊和へ於ひし事を附しけるこれも
一笑乃漏
れしりき

延享元子年九月廿八日是まて乃
如く撰捕の役を勤むへく日比公
をさきしとて叫股にを語る
延享二丑年六月十二日加役を免さる

延享二丑年十二月廿六日死年七十五歳

宝永四亥年十月十八日

八右衛門政俊養子
小姓役之内因幡守組

元禄十寅年七月十八日晴

御小性組川勝孫兵衛守組　書右　石川八十郎政明

享保六丑年三月廿五日新橋御番と
和泉三月橋の通りにて喧嘩と為

享保九辰年四月十九日死四十二歳

国立公文書館
National Archives of Japan

宝永四丁亥年十一月十八日　　桂左馬秀政養子
　　出羽信濃守対馬守組

元禄十六癸未年七月十日遠国

御使組川勝新登守組　富名　柳原内匠秀豊
　　改桂左馬

元文四申年十二月十三日稲入吉忠信帰之死
　　寛保元酉年四月晦日新任出羽守云
同三年八月十日死亡一家

宝永四丁亥年十月十八日　安中市郡雄郷

元禄二乙卯年十二月晦日　小笠原久貞国情守組

御小性組川勝徳叟守組　三番隊　鉄砲源左衛門頼一　改安中市郎兵衛　後高田市郎兵衛

宝永六丑年十二月廿四日　市小組戸

享保元申年閏十二月　元組市郎兵衛

酒井對馬守組ニ帰参

宝永六丑年閏六月六日

長崎奉行依之男安藤守信勘当仰

御小姓組川勝徳登守組　三百俵　依之男宮内右馬信鎮

後の三百石

口年口月廿二日　廉家三百俵と為り

享保九子年六月廿日　家督の三百石

もとの三百俵八父の老と書く称す

後中長崎信仍（四百石と称す）

享保八卯年三月十二日　十七色の間者並

上の勘弁もてしとして黄金一枚と為る

享保十七子年閏六月十九日　死　六十二歳

宝永六丑年閏月六日

御小性組川勝能光守組　三百俵　久留七左衛門常

改七郎兵衛

同年四月廿三日廣家三百俵を傍

ゝ年八百石俵を以御作方

西德元年十二月廿日　御免　死三十三歳

宝永六丑年閏月六日

市橋長門守殿御番衆

御小性徳川勝蔵寺組　高俵　戸川十郎安時

後三百俵　後二百俵

同年廃系三百俵と御加

正徳四午年六月廿三日　安時三百俵

そくとの三百俵正し奉る

享保元申年十二月二日　辞役合

享保八卯年六月十二日死亡仕候

宝永六丑年四月六日

御書院番組頭甚三郎隆欽老父

御小性組川勝能之丞組　三百俵　松平忠千郎隆

後ニ五百石　後改　甚三郎

同年四月廿二日高弟三百俵ヲ賜ハ
百俵ヲ減ジ給ハル

享保二酉年十月九日隆周ニ五百石ヲ乃
三百俵ハ之ヲ奉ル中間官幸隆ニ五百石
ヲ分ル

享保六丑年六月六日高五十ヲ免ルナキ
ヲ以テ黄金拾枚ヲ賜フ

国立公文書館
National Archives of Japan

享保七寅年十二月五日薙髪出家ニ而死

享保十四年七月十八日致仕

実暦元未年十二月五日死亡年八十

実永六丑年四月六日

御小性組川勝孫五郎組　三百俵　小栗市郎馬忠信

大番番組沢田馬忠親養子

享保十四酉年四月十七日　隠居

同年廣末三百俵ヲ賜ル

同年十二月五日　隠居死

宝永六丑年四月六日

大番頭兼御先手弓頭 政英様ニ

御小性組川勝能登守組 三番候 小俣富周敬仲

後号右候 後号左馬

同年同月十二日 廣来百人候を仰つけ

来年より三番候となる 作法なる

享保九辰年十二月十二日 御暇 同年右候

その三番候に成る 寿

寛保二戌年十月十三日 御暇入 永井監物殿ニ

延享二丑年十二月廿日 致仕 跡目

静 喜と云

宝暦十庚辰年九月廿二日死

宝永六丑年四月六日

御小性組川勝能登守組　三百俵　薩山集人　父居
御高係大上摘秀中路養子　改新母

父居ハ薩山彦馬親戚ヨリ養子ニテ
宝永六年八月晦日秀中路ヲ継ま
ましてまいりたる

宝永六丑年四月廿三日摩采三百俵を
給りこと八百石俵となる御作事
宝永七寅年湯殿ふき七百俵乃
居邸を賜ふ

西徳元年七月十八日 桐ノ間詰書

西徳元年六月十八日 桐ノ間詰書止ニテ

元但市中性泥川勝能ヲ以テ入

宝永六丑年閏月六日

法忍院殿用人 弦掌左衛門 雲巻屋

市中性泥川勝能宅守組 三百俵 弦掌左衛門 西晴

法号 俵

日光二百石扶持 三百俵ヲ賜フ

今年八百石俵ヲ給フ 伊勢

西徳元年二月廿六日 晴号 俵 逝

三百俵ハ返ル 奉ル

享保十六亥年九月十八日 死 年三十六

宝永六丑年四月六日

御中住但馬勝能参守但　三百俵　花房五郎兵衛

（御書院番保科摂津守近助ニ至ル仲興ル）

後六百石　改五郎兵衛

同年四月五日廩米三百俵ヲ賜リ

享保八卯年三月十二日十人ヲ以テ

常盤ヲ点ズ　ニ付テ山城

ノ国ヨリ京都ニ出ル　明ル十日伊勢ヲ

十二月十八日ニ廩米ヲ賜ル　黄金一枚ヲ

賜ル

享保十七子年十二月五日　廩六百石

そもそもの三尊像をつくり奉る。
貴僧二度年十月七日国名川々の
水害防ぐ為とおさめ奉る事と思
せしめ給ふ。仏像作り日々百度服
美金拾枚付服二度ずつ
のち明の三年三月廿五日より仏
月朝日保湯屋日月立月ハ
る貴ゆえ芝居の間ゆえ
死通り置乗馬朝臣作り仕て美金
拾枚と賜る
三年十月廿五日死四十二歳

寛永六巳年四月六日

御小性組川勝藤七郎
御書院番伊庭播磨守組下野寺治部兵衛
三尊像 貴我十九歳 助理
後世名 法橋師

日年日月廿五日庵室三尊像を拝ハ
百年像を拝ハ仏作者
西徳三年三月廿日海月六日名号をもの
三尊像造り奉る
京都二度年四月廿九日柳原の邸内用
たるもの造りて弟子東福寺住持を守る
歌也る此六百年像を拝る

享保四己亥年十二月十九日 釋入滅 今日開帳ス
享保九辰年十月九日 元但海小性但
元但若狭守但弟書

寶永六丑年四月二日

御出世御門膳所守但 三尊像 西面 薬師 元春
法華宗信仙福寿寺但法名 元志 開基
法三尊名 改基 義陽

享保十八丑年二月 日 釋入 大岡忠相 卯年死
元文二巳年八月十三日 致仕 未夢ノ上云
寶暦四戌年七月十三日 死

同年四月廿二日 廟本三尊像ト 傍
今年八百年像ト 傍 御仏
享保中元年四月廿日 海月三尊名 光
之三尊像八 奉ル

宝永六丑年四月六日

御書院番伊丹播磨守源徳明門跡

御小性組小膳源光守源　三宮像　朝廷新七郎国隆

四年四月廿三日薨年三宮像と称し
今年八百年像とのゝ乃伊ゆ
京都第十二年四月廿三日父矢めきとなる
京の神門しゝ九八遠藤と称す
宝暦九年十二月十日十七もの間者
也ゆ形きこゝて山吹の間ゆ言れて
狂乱しゆゝきこゝ伊と称し黄金松と

明和元甲申年七月廿九日老辞 病気ニ付 坂入川口
能登守ニ死
同年十月十二日死七十三歳

宝永六丑年四月六日

御書院番頭 水野忠恒 三千石 御書院番 勝善
御書院番 勝能 三千俵 御小姓組 三百俵 水野八十郎 西敬
後三千石 内千俵 改左衛

同年同月廿三日 慶長三百俵之分
〃〃八百石俵之分 伊丹
同年十二月廿四日 三百石 元禄九子年
三百俵八〃〃 奉る

宝永七寅年 同八月十二日 隠入 大番 三百石 組
享保四亥年八月廿日 為相手常勤ニ死
享保十三申年十二月廿三日 致仕 何歳より

明和三癸酉年四月廿九日死亡二家

宝永六丑年四月六日

御小性組川勝能登守組　御書院番永井伯耆守通朝番為勝喪

三百俵　賀九郎　当申歳病死

後手当廿人扶

寛保二戌年四月廿七日死亡二家

同年閏月廿三日番衆三百俵ヶ為ノ今年、

百俵ヶ為ノ名代ノ

西徳三乙年十二月廿七日跡目廿人扶

ヶ為ノ三百俵ヶ為ノ奉る

宝永六丑年閏月六日

御書院番大久保豊之丞組八番番頭所

御書院番組頭勝能守組　三百俵　深津一学　西房

後七百石　後八百石

同年同月廿三日廃米三百俵ヶ

ゝ八百石俵をゝふの仰付ル

享保七寅年七月十一日家督七百石ゝ

三百俵八父の老と書ヶ物ヶ得ヶ申帰

元義ハ三百石と方ヶ

享保十三申年閏月廿日亡ハ跡ヶ

大番割をつとむ

享保十六年四月十日道奉行を免ぜられ
京都町奉行に
享保九寅年二月十三日に朝鮮聘礼
道奉行を免ぜられ其役を勤仕して賜服を賜る
元文四申年四月廿四日西丸御小姓に
同年十二月廿五日布衣を免ぜられ
寛保二戌年三月朔日二丸御留守居
寛保三亥年三月十日禄高合百石
同年七月十八日致仕を願ひ隠居を賜
髪剃落して幸山と云
宝暦三酉年七月八日死七十四歳

宝永六丑年四月六日
御小性組川勝能登守組
三番後藤
横地市郎安親
後百石
改隠居
享保十巳年
同年四月十三日廃家三番後藤
こゝ八百石後を賜ふ乃作事
享保十四年閏九月三日隠居
そゝとの三番後うつる
寛保元年七月三日死六十一歳

宝永六丑年閏六月

御書院番大久保豊後守組御帝鑑之保豊後守

御小性組川勝能登守組　三百俵　大久保帝之好

日光御門跡三百石　三百俵

今年八百年俵ヒ[illegible]の作り

[illegible]

享保三戌年六月七日　[illegible]　年俸上納御書御免

享保八卯年六月十日　[illegible]

寛永六丑年四月六日

御小性組川勝弥中ゟ申組

御書院番三浦岩和組六番ゟ御番衆

三百俵 横田中十郎 栄松

後三百石　後十郎左衛門 寺社奉行

同年同月ゟ百俵ゟ三百俵と賜り

ゝゝ八百石俵ゟ乃作方ゟ

寛保元辛年十二月十六日ゟ番頭

寛保元辛年四月十日ゟ隔年六本

対馬守の対ゟ列ゝ堂中ゟ八御番ま

ゟ被仰付ゟ明十二日宮中に

ゟ被仰付ゟ奥ゟ校ゟ賜る

京保十六亥年四月十六日清水伽藍
御免の射場に連て時服二を給る
日十八日當中に百発百中八発全く
京保十八丑年四月十日まつ乃
射場に列て時服二を賜る昭の十
當中に百発百中して皆人を驚
四年十二月八日大的十番射清水の
射場に連て皆中あれハ神前に百発
百中して時服二を賜る
京保二十卯年十月中九日大的六番射
清水の射場に列て皆中あれハ時服
二を賜る是よりさん

元文元辰年

京保十九寅年十二月七日御用ニ而右
是ハ三度仰付る
元文元辰年四月十日清水伽藍
清水の射場に列し成度ハ皆中
皆中ハ時服二を賜昭の十二當中に
百発百中して黄金二枚を賜る
年九月十日清水伽藍射場
四年十二月十日南蛮人を
延享元子年二月十日清水
四年四月十日表大番所の部屋
まてあれハ三部を引替ハ
作ハ

国立公文書館
National Archives of Japan

延享二年五月六日濱町元谷の倉
岑丹芳庵ゟ訴る此三百十俵と為る
前の地ハ返し訴る
延享三寅年九月廿日紅葉山
御宮を修ぶ〻る御用を勤し〻て
黄金拾枚附服二と為る
延享四卯年閏十六日二丸大奥の打
ち所へ出る漢方乃事ハ功有ま
ハ
五月二日宮中に召れて附服二と為る
同年十月十日御日記の方ハ労有
て黄金拾枚と為る
寛延元辰年二月廿六日

将軍家御母宮ゟ〻ぎせるハ
御葬儀の事御法延乃事ゟ〻
物入き作り三月廿四日此事に
労有て附服二と為る
同年十月廿三日表御座所の男色
の事に付と表へ出て附服二と
為る
宝暦元未年六月十三日
大御所様御葬送御法会の御用に
命ぜ〻る七月六日此事労有て
附服二と為る
同年九月十九日来る申年琉球の

仮名ハ清用ヲ称ス作者
宝暦二申年二月廿日紀事
常憲廟ヲ修ス
有徳廟相模ヲ清方橋ヲ渡
親義ヲ作リヲ命セラレ四月朔日式
事ニ当ラシム所服ニヲ給ス
同年十二月廿三日琉球ノ使来リ
事ヲ概シニ依テ所服ニヲ賜フ
宝暦三酉年七月廿日清水重信奉行
同年十二月十九日叙爵仰出サレ其後政
宝暦六子年九月廿日年寄ニ

宝永七寅年四月廿二日

中山世譜川勝継登守組二番張荒川勝書童蓋
後千石

同月廿六日二番張ヲ勤ル所ノ
中先代ノ仕奉ヲ一昭通ノ一統名
ヲ以テ嫡男十二人ヲ召出サレ
別形ヲ
宝保元申年十二月廿日海間ノ石見ヲ
ノ三番張ニ進ル
宝保三戌年十月廿二日死

正徳元年六月十八日

延宝元年七月十三日於桜田御殿時　弟主税助吉良義央
桐之間御番衆

御小性細川勝孝組　三番長　飯室定長

正徳元年三月九日辞入之為暇帰寺組

享保四亥年三月十日　元禄年頃
の儒者荻生惣右衛門
もて〳〵九月十三日駒込清雲寺の役
所義の儒乃祀と御ゝ

寛保元酉年三月十二日死八十二歳

正德三癸巳年六月十八日

天英院様御女房秀安院養子
桐ノ間番
三品儀 薩山様母奥方

御小性頭 勝隆養子 帰参

享保癸未年八月暇願入 翌年女子死

享保十年乙巳年二月七日死

奥方ハ青山秀安院ハ百里嘉兵衛殿
雅房卿の女子

天英院様御実家へ下り、ものゝ数にて
暫くハ桜田御殿ゟ参りてゝ
后年ゝ大上様ゝ御先家来

元亨年西御門へ入せられ給ひて
元の大上皇崩ぜらるる事聞へ
正年六月近衛関白家殿下の姫君
乃ゝ宮様をもつて法華
弥陀のめぐみ仏有門月三日法名乃
長殿と号し七月廿五日
法ふ入ゝ先近衛殿へ参りに
家久公まゐらせ
四ゝ参りて仏名の日
四ゝ参りに　龍顔を拝し天盃を
賜り新竹ゝ緋の袴をゆるし
ゝ丈ゝ歯黒の法をとゝ

なりて八月廿八日薨ぜ給ひ
寛保元年二月廿八日
一位様薨ぜ給ひ法華経
瑞龍院と号ス
天英院君乃法名をとゝ
宝暦四年十二月廿六日死八十二歳

正德元年九月十八日

御中臣細川勝元守護　諱名　松浦若狭守

延享二丑年七月八日老病揚英名之坂入出家年二十七死

寛延二巳年十二月十九日致仕

寛延三午年八月二日死年六十六

熱田萬足純忠所

小石川常殿寺行

御奥

享保元申年六月十六日　　寺社奉行　頼雄朝臣
御先代御小姓衆
御小姓組酒井雅楽頭守組　御表三番候　能勢摂津守　頼一
後肥後守

享保十二未年六月廿三日　中人沢

享保四亥年八月十八日　進物番

同年十二月十八日　御表番ゟ申渡
享保十三申年閏四月　日光御参詣ニ付
享保十四酉年十二月廿八日　御宿寺院
享保十五戌年十月　朔日　御用番
寛保元酉年二月廿九日

天英院君薨し給ひしかハ　御葬送
御法筵の御用を務へき仰有てそのことを
つとむ是により銀
元文二巳年七月廿四日　駿府御城番松平
玉郡武卿　御紀明の為駿府城に
赴きたりし八御暇黄金五枚を賜りその事を
勤めて帰る
寛保元酉年九月六日
御措任　御兼任　御元服　御任官任の
御用を勤しそて時服二を賜る
同年十二月十日今年御用繁多く勤し
その労をと賞り

寛保元酉年十二月廿四日　年頃の勤をミて
して賞せられ　御加恩二百石足して
三百俵を采地に改られ給ひ凡六百石
寛保二戌年十月廿四日
後姫の方新婚の御用を命せられしも
十二月廿七日
後姫の方
刑部卿宗尹主に御婚礼の御用を務めし
よりて時服二を賜る
延享元子年五月十六日　両国橋架替の
御用を勤て労ありとて黄金拾枚時服
二を賜る

延享元年六月十日所奉行
門番年十月十六日鉄砲稽古ニ付
と申渡

延享元年四月十六日二丸大奥の内
御清の事に付御八月十日登城中に
立寄れて門限ゆと渡

宝暦元年二月廿八日西城の内御清奉行
宝暦四甲年十月廿九日拝礼者に列す
宝暦五乙亥年六月十日年寄中六家

宝暦三癸酉年三月十六日

宝暦元年四月廿三日家督

御小性組酒井對馬守組　番頭　脇坂淡路守

久貝因幡守
岩城備後守

宝暦八卯年八月廿日死　年八家

享保三戊寅年三月廿六日

正徳元年九月廿七日跡目

御小姓組酒井對馬守組　番頭　榊原織部清庸

榊原七郎右衛門之新書子

小普請中川伊勢守組

政長公命

享保廿三戌年八月廿八日ニ家督

享保十九寅年六月八日死

清庸ニ子織部某嫡子大貳某

継ニ延享二丑年九月九日本家

相續ニて西丸小姓組ニ番頭ハ

収ニ記

享保四亥年十月十八日

同年誠方養子
少年寄役小平井三郎右衛門死

宝永元子年九月廿九日遠江

御蔵組酒井對馬守組ヶ三百石　仁賀保内記誠庸

享保十二未年九月十四日死　年六十六

享保四己亥年十月十八日

荒川出雲守養子
出雲守組同役事如元

享保二丁巳年八月九日晦日

御小性組酒井對馬守組　五石　荒川宮内医富

改助左衛門

享保十九寅年九月廿九日中奥御書

寛延元辰年二月十日御役ゟ

同年十二月廿日布衣之ゟ元之通

宝暦二申年七月廿日御同役

宝暦六子年十月廿日依願奉行

宝暦七丑年四月朔日御暇之ゟ

奥御医二百俵之ゟ

宝暦八戊寅年六月朔日家督相続
相続ニ付御礼申上
宝暦九卯年閏七月九日病気ニ付
奥向ニ相成ル
宝暦十庚辰年六月朔日家督
相続ニ付御礼申上
宝暦十一辛巳年閏四月病気ニ付
奥向ニ相成ル
宝暦十三癸未年七月朔日家督ニ付
相続ニ付御礼申上
宝暦十二壬申年十月晦日死

宝保四甲子年十月十八日
民部信治郎
小姓信組松平常乃丞弟
宝永六丑年十二月五日跡目
御小姓組酒井数馬守組　千石　因幡守平信安
延享四卯年六月廿三日隠居
寛延二巳年七月廿九日致仕
宝暦七丑年六月廿日死

享保四己亥年十月十八日

西徳元和年二月廿二日 酒井九郎右衛門信政 若年寄

妻主水信安ト三男右衛門和 小笠原信紀方ニ而腹切死

御小性組酒井對馬守組 九郎 母同家女信政

享保九辰年四月八日死 三十余

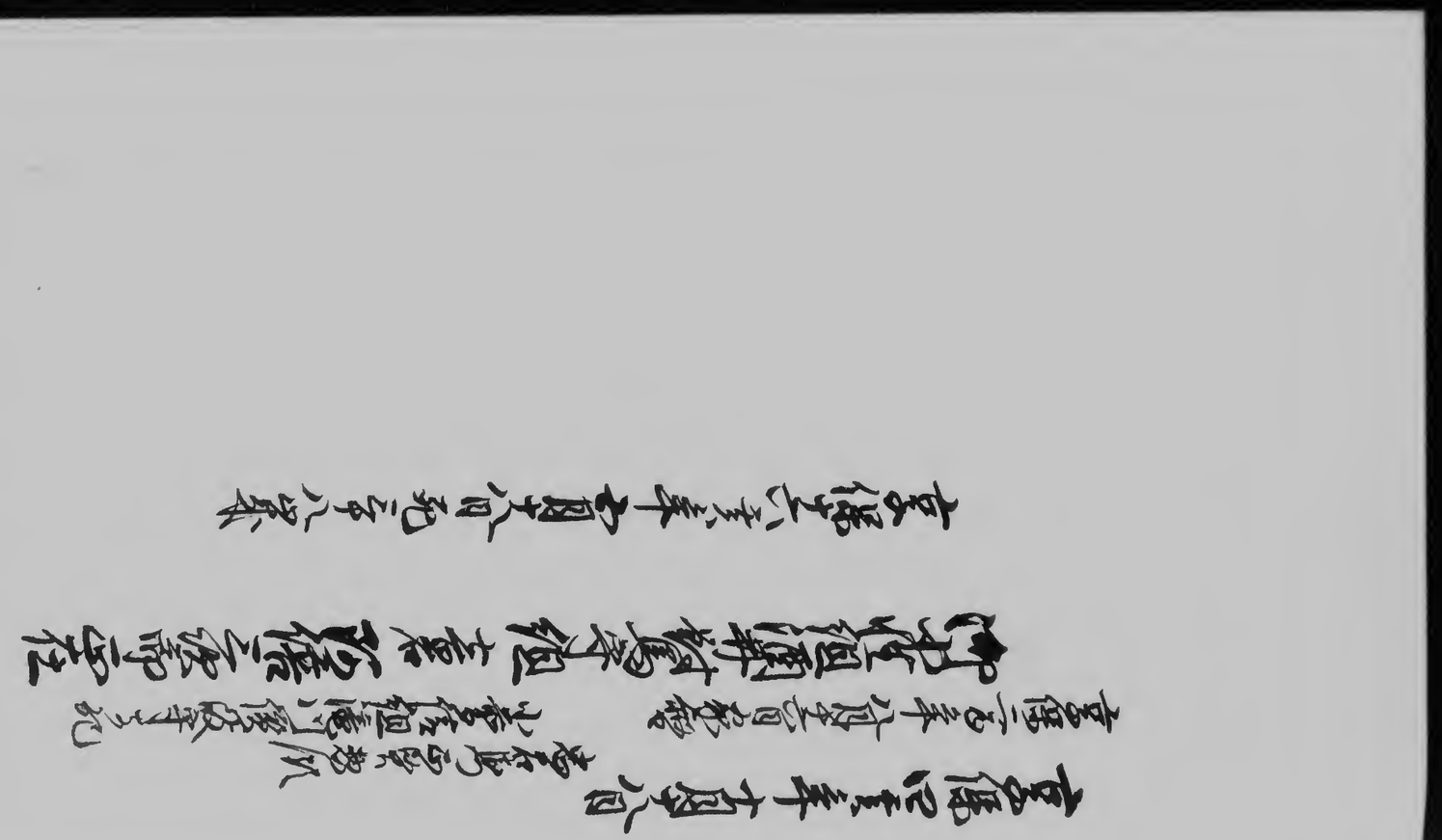

国立公文書館
National Archives of Japan

京保四癸未年十月十八日

元禄十二卯年三月九日清書

御中性組頭対馬守組　高石　小木曽主殿

平戸藩士親書所
小木曽性組内後藤市郎文祝
改　高橋
祝者

京保十二年十月十九日踏科市後有て
四の廿日高中に召さまして美人を捨と仰る
京保十三未年十月廿四日又式事市後
有て咽の喜目高中に召されて
美人を捨と仰る
京保十三申年十二月廿三日又踏科市後
有て咽の廿日高中に召さまして美人を

二故と為る

享保元年四月六日長崎の者てへ
道遥しの人附白為一羽附送日月八日
當中に下さるて附肢之と為る

享保十八丑年三月廿六日豫州浦徳寺
明の廿日當寺に下りて美濃之と為る

同年四月十八日又丑年市徳寺て海美
之と為る

享保十九寅年六月六日又豫州市徳
寺へ海美之と為る

享保十年十月稲荷市姓組与氏
同年十二月十六日布衣之者下し

享保二十卯年

元文四未年三月廿二日元田の者てへ
ゆりを活て豫馬牧之所へ下
ると後より為て日月五百
當中に下りて附肢之と為る

延享三寅年四月稲
葉裏守

同年七月稲荷市服美金坂附肢之
相成と為る

同年九月昌都る年て日紀高附作
出され後者と成

宝暦元未年六月稲荷市為る者て
洋猫し根馬代を欠る

同年七月廿八日市橋美濃守殿
明歳之儀

宝暦六子年三月十二日小堂清左衛門
宝暦七丑年六月朔日
右馬助宗武卿の家老小笠原
安永六酉年十二月朔日年寄役を辞し
隠居し御蔵米三百石九人扶
安永七戌年六月十七日隠居地の儀
下し置かるる旨国元利那右
同村かくれされ
天明二寅年十月八日法名義十行
天明六丙午年十二月十九日年九十家

宝保四未年十月十八日
宝永元甲申年　月　日歿
御小姓組酒井對馬守組　留石　本村新兵衛
明和四未年七月廿日老職備前守殿
安永六酉年二月七日歿仕
安永八未年十月朔日死年四家

享保四亥年十月十八日

左衛門佐政惠朝臣

元禄六酉年七月二日蹄目

少将信直金田周防守朝臣

御料理酒井對馬守忠徳　三宮俊　冨永長次郎　泰惠

延享二丑年閏十二月十九日死　四十九歳

享保四亥年十月十八日

享保二酉年十月十九日死

御小性組酒井對馬守組　三百俵　戸川權左衛門安章

宝永六子年閏十月四日死六十一歳

国立公文書館
National Archives of Japan

享保四亥年十月十八日

元禄十丑年四月九日時間

御小性組酒井對馬守組　三百俵　山本弥兵衛

元文四申年六月廿二日　辞入阿部伊織ニ死

同年十二月廿三日死　四十八歳

享保九辰年七月廿二日

御書院番之末座御小姓之面々忠固養子

御小姓之面々侍従 三宮儀 [illegible] 井弟女忠通

渡辺[illegible]石

改 [illegible]

享保十六巳年八月朔日 [illegible]石

[illegible]の三宮儀八つ[illegible]奉る

享保十七子年 [illegible] 長業初

[illegible]八[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

延享三年六月朔日　御出世御手形
同年十月十八日　南条左近とのさまに
寛延三年十月十日　稲葉多今守に対す
同年十月晦日　死亡御暇

享保九庚子年七月廿六日

御出世御暇御手形　三宮儀　富永平助記浮

御書院番　我関陽但馬記豊前

同日　廉来三宮儀と偽り
享保十三戊申年九月十六日　大酒乃佐覚の
対馬より別紙その日六本対馬中附版に
と偽る
享保十四己酉年二月六日　佐乃佐覚乃対馬
別紙附版に偽り明の六日百さんて
黄金拾と偽り　同十六　まと

四月十六日まゝその事行つゝ阿波に
ゆり明の七百石として黄金拾枚を賜
まゝ十九日年四月十五日事を列して
阿波に賜ふ明の十五百石として黄金拾
枚を賜ふ同年四月十一日
まゝ酒肴の料を連りて阿波に賜ふ
明の十五百石として黄金拾枚を賜
元文四年四月十六日まゝその料を
列して阿波に賜ふ明の十五百石として
黄金拾枚を賜ふ
寛保三年九月十五日大納言家
御賞の料を列し阿波に賜ふ又

延享三年三月十五日その料を連て
昌平の日六時服二を賜ふ
延享四年六月七日
大御所様御脳奉行
寛延四年六月廿日
大御所御君薨ぜ給ひ
同年七月十二日
大納言様御脳奉行の命ありて
宝暦四年六月二日酒肴五百石
ならびに三品衣を奉る
宝暦十年四月朔日
後明院殿御年忌へ移ゝ奉る九百連

享保九辰年十月九日

宝永二酉年九月廿九日御暇願

御出陣組之面々被申付　三宅右衛門大夫長盛改之水

享保十二未年十月十八日大隅守代りを

命ぜられ明の申の刻四時八時服

黄金拾枚を賜る二月廿二日宝と云九月

十七日帰国九月廿八日江戸着

享保十八丑年四月十日病使書

同年八月六日病気にて

出家仕候と同月廿六日病歿

寿命

浅野内匠頭長矩

らも御家臣の法服奉行

明和二酉年竹腰昌死亡四歳

二枚附腹に仰せ付られ候と云々
十月仰せ付られ候
日本十二月十八日布衣を免ぜられ
元文二巳年九月十八日法眼高橋書
日本十二月朝日高脈英之助二枚附腹に
相成と仰せ付られ候日八日こと之助
法眼に入
寛保二戌年歟のころ暫の内厚味
と仰せられ
寛延元辰年二月廿八日江戸城にて
長谷部法眼と被仰付
寛延元辰年六月十日歸家合元乃ころ

宝暦元辰年
宝暦二申年九月三日赤坂台乃
邸宅にて暫の内作行
宝暦四戌年免ぜられ
宝暦十三未年七月廿九日死 七十二歳

享保九辰年十月九日

享保三戊年十二月十八日遷

御堂組戸田若狭守組　高石　長田武助　本都

改名

享保十六亥年二月廿日死　三十三歳

国立公文書館
National Archives of Japan

その事なりと聞て明の中の
六月二日清道之事
東京清移まし〳〵それなる清院にて
春宮ゝ〳〵かゝ〳〵けるも二十六奇仙乃
ゝ鏡一帖紗後光ゝ〳〵七月廿八日
ゝに帰て清備ず八月二日事に
ゝまて手切ゝ〳〵ゝ美仝坂
河服ニと得る

嘉保元年四月廿二日清傷表

同年付三月廿九日別当藤原清用卿
朝臣ゝ八清眼美仝三坂と得る十月十九日
帰ゝ五六　右顔を清ず

同年十二月十六日布施ゝと免さる
嘉保十六年四月十三日この方ゝ病者
ゝ〳〵れたりて清同年の四位と云ゝ
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ命ゝ

嘉保十七年二月十三日清同年

元永二年四月十日

仙院御所御帝門ゝ告ゝ
ゝ九日清法会の清用ゝて
都ゝのゝ〳〵ゝ作ゝ左近将監
兼色雅信ゝ〳〵ゝ御帝
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ作ゝ
出ゝ美仝坂と得る入洛ゝて

と盟ちゝむ六月十四日、京に帰て
白銀を献ず
元文元年十月十六日清元始沢
元文三年三月朔日大内裏御修造
始つきよりゝ作り
元文四年七月九日　東照宮奉行
四年十月朔日服装金物御服之御蔵と称す
叡尊仏出来る　諸法事と及四十四
銀馬代と献ゝ官位の事と謝
奉る。
延享三年　七月廿一日　東照宮奉行
延享四年　三月廿六日

二九の内の内のうち五と為て陽
ことを慶ぶせんして御服を給はる
四年十三月廿四日　御服を給はる
ゆるゝ無きことを元ぶせ
ゝ御服之を賜る
寛延二年　四月廿七日　京都

享保九辛十月九日

三好主膳改敬春子

宝永七寅年十月廿二日病

出雲信濃守殿右馬之助

御中臣徳川綱吉

二男名 三好左近将監改

後之膳

享保十年乙巳二月廿九日忠列多賀谷

引渡市用之介殿二月十日市脇

美濃守殿ゟ出雲信濃守殿ゟ

元文四年十月八日道奉行と兼

乃ゟ仰付ると

寛保元酉年十月廿日ゟ朝事九ち

道奉行ゟ

国立公文書館
National Archives of Japan

延享元子年十月朔日御使書

同年十二月十六日布衣之ものを免さる

延享三丙寅年七月三日大坂御月番
仙〻と大番を〻まる（是石川監物病人に
付て免なれハなり）

同月廿八日御暇黄金拾枚を賜る明の
寅年三月廿八日帰て江戸着

寛延元戊辰年八月廿日肥前唐津城
引渡御用之大番を〻まる十二月朔日
御暇黄金拾枚を賜る明の午年
三月十日京ゟ帰る〻江戸着

寛延三庚午年十月十七日死 年一累

宝暦九卯年十月九日

宝暦二壬申年十月廿日御暇

御小性組戸田若狭守組 石 作楯石門佳延

宝暦十己未年二月廿日青山の内笑止
ゟ結髪乃邸新ゟ帰る

宝暦十年庚辰十月十六日弾正忠殿直
明の十六日當中に古〻まて黄金拾枚を
賜る

宝暦十三甲申年三月十日ゟ国元ゟ帰
り〻神事流鏑馬の射手を勤る

陸奥守と称し
同年六月廿三日瑞籬院院号宣下
今の院と称すと称す
享保十四年四月十日四条院崩
依世新蔵流刑に処せられ
御命を出す事と止まる六月七日
免さる
享保十六年八月十日上列沼田城
引渡院用と命ぜらるる十六日帰京
黄金拾枚と賜り十月九日帰
洛
享保十七年六月廿三日瑞籬院院号

宣下
同年十月廿三日
大御所様御逝去
同年十二月十日
寛延元年二月十日
有り難き御恵みと存ず
寛延元年十二月十日御所様御逝去
同年十月十八日死亡十一歳

享保九辰年十月九日

享保九辰年三月四日譜代

御小性組戸田若狭守組　千石　朝比奈百助義忠

元文四未年十二月十三日西高西の名てを

御故障の所有所に月十日當中に

死去致して所服之を行る

宝暦元未年八月廿三日死四十六歳

義忠の嗣子百助義豊同月廿四日

親族会相村弥右衛門の名代

喪を発し

元服して義豊相続仕り弥右

殺害す　是葬式の時　指図せしとの者
ども　何れも只一刀にて切殺したる
なり　狂疾の事　外に心ハなきなり
其者も自殺して失ひ　なる者ハ
極村左伯　且一族　二甫肥後守　本多百助　丹後守　桜井進
等　もそうふ誠して　前日の献策　如
右死の事ハ　押隠しなるを　伽の者ども
黙止して　表ハ中　千吉事　不審の死を
中出しなりとの事　發覚して　九月
十三日　悉く　評定所へ　召出されて　先第一　南縁側
法　極村左伯　ハ　立花左近将監　ハ　紀伊のうち
部屋　なり　ハ　紀伊　のうち　増田長盛　霊
相原　内匠　評定所へ　出　ハ　伺書の　通り　紀伊
守　ハ　評定所へ　出　ハ　伺書の　通り　紀伊
二甫肥後守　桂次郎　右　両人　部屋
丹後守　桜井　松平　紀伊守　部屋
水野　ハ　九鬼長門守　部屋　なり　ハ　部屋
評定　て　十月十三日　獄門　て　極村左伯　ハ
日性　出　ハ　永く　部屋　二甫肥後守　ハ　本多
なり　永く　部屋　なり　二甫　ハ　二甫
永く　部屋　なり　本多百助　ハ　丹後守　桜
ハ　柳生　伯　なり　ハ　井上　親　永く

頃なり　中根　平十郎　ハ　中根　和泉守　ハ　ここも　寛宥の
法　沙汰　なり　一等　減　なり　伺出　なり

八月　高田　二甫　書　辛口　なり　て
なる　石　奪　て　家絶

享保九庚辰年十月九日

左兵衛督武蔵守
小笠原信濃守勢州亀山城主文祝

宝永六己丑年閏十月十日歟

御小性組戸田若狭守組　名石　中根岩書政秀

享保十四己酉年二月十二日　元服　所乃
邸　彰大夫　ゆゝ河

延享二乙丑年七月廿三日　死　七十一歳

享保九辰年十月九日

元禄十五午年十二月廿八日家督

御小性組戸田若狭守組

柴田喜左衛門正之養子

小普請組曲渕下野守支配

三百俵
三百石

柴田庄兵衛正誼

段

常力
長門
喜兵衛

寛保二戌年七月廿七日辞入、永井監物支配

同年十二月二日致仕、退翁と云

宝暦元未年 三月廿九日死 七十歳

享保九癸辰年十月九日

享保八卯年十月晦日

御小姓組戸田若狭守組　立石　小栗右衛門忠信適

十郎右衛門信定養子

出雲備後組青木右馬之助弟

寛延二巳年　享保十九寅年十二月九日進物番

二月十三日死　年十八歳

国立公文書館
National Archives of Japan

享保九辛年十月九日

當寺師寺祐路[illegible]

[illegible]

御小性組戸田若狭守組　[illegible]　[illegible]名　[illegible]

享保十六亥年七月十三日　水馬川[illegible]

[illegible]

元文二巳年閏月朔日中十人頼

同年十三月十六日　[illegible]

元文四申年三月二日　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元文六申年三月十日改易ス 春[illegible]

[illegible]

天明元丑年十月廿三日[illegible]中の事
[illegible]
その赦ゆるされて改易とのたまふ此
ときに改易ならず年久しくそのゆうもの山崎[illegible]
[illegible]

京都九辰年十月九日 酒井雅楽頭
元禄十四巳年七月九日酒井 出羽守
御小性組戸田若狭守組 三百石 小倉藩主帝 正致

京都十六寅年六月廿六日死 年三歳

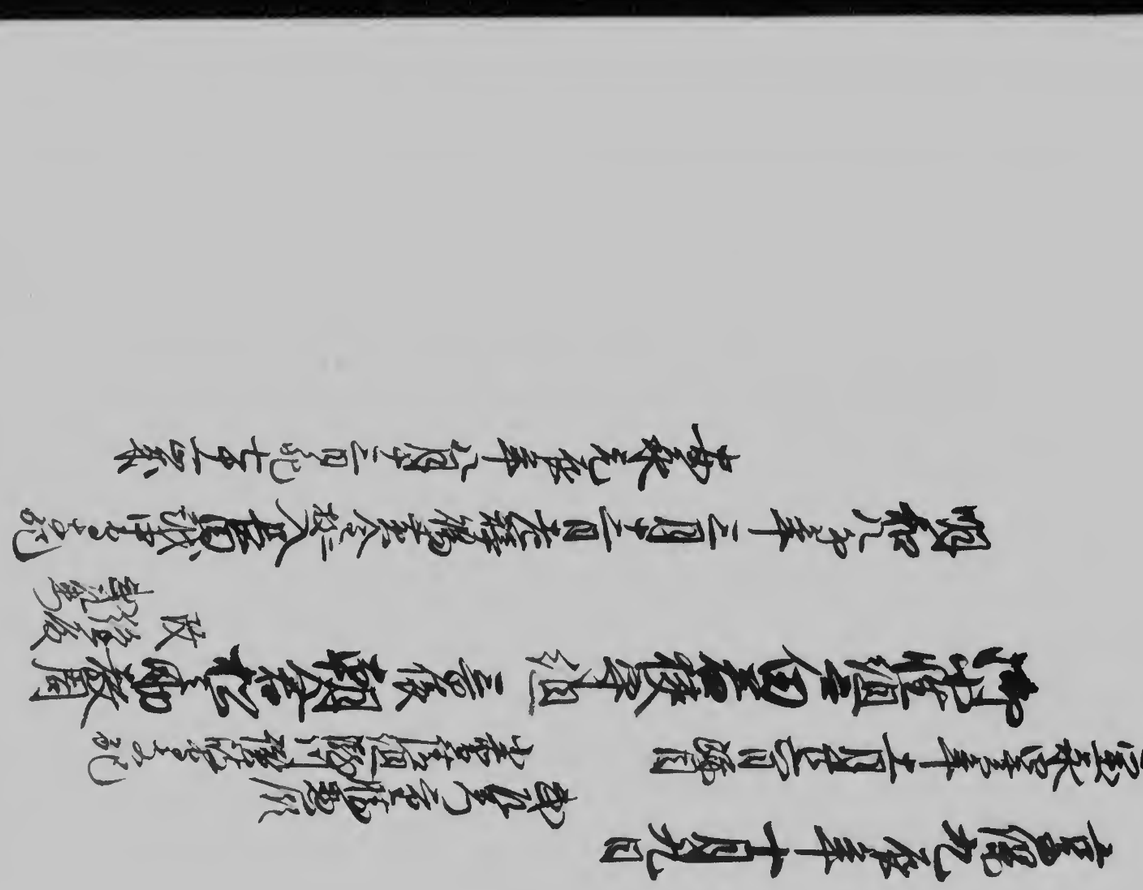

国立公文書館
National Archives of Japan

享保十二年辛未六月廿五日

御小姓組戸田若狭守他　三人宛　賀九新ニ加恩逸

後ニ三百石　改新ニ番

元文元辰年九月廿四日死　三年九ヶ月

享保十七子年付ニ月時ニ三百石ニ元延

の三人宛かへしする

国立公文書館
National Archives of Japan

享保十六辛亥年分中之部

御書院番 金田周防守組 又四郎景彦 歳

御小姓組 瀬川播磨守組 三百俵 田村文三郎 景林

後 又四郎 後年

同年十月晦日駒場野鷹場ゟ之帰名

同年十二月朔日朱雀年乃内佐ゟの書用と

命ぜらるる

享保十六辛亥年閏十二月十二日ホリの方ゟ道

造しの為大番ゟ組屋敷ゟ月

十日 宮中に召ゟ出て 内旅之を賜る

同年十月十八日瀬戸乃ゟ〳〵奉行を

国立公文書館
National Archives of Japan

寛延二年辛未

同年十二月朔日　市中惣廻仰付

同年十二月十八日　布施孫兵衛

宝暦元年六月三日　鳴門石見守

宝暦二年壬申

三日　信濃と改し奉る七月

宝暦二年己酉

梵字表裏附

同年六月朔日　市谷雅楽之助殿

明和七年　同月九日　夜ヨリ七月

朔日　郭ヨリ入

同年七月三日　春　内ヨリ叙爵仰

出されに国号ハ中務殿と称す

同月十五日　信濃守と改

宝暦十年庚辰　二月六日　稲田九郎

右衛門　谷の金乃郎　郭ヨリ帰る

宝暦十二年壬午　十月廿二日　郭ヨリ出る　十月

国立公文書館
National Archives of Japan

罪ある者は流罪に処せられる
宝暦十二年壬午二月十六日
問題を解決と為り二月廿三日
郡山帰る
明和元甲申年四月組頭藤口九郎
博士の事を新に成候に付
[illegible]
[illegible]
明和六巳年閏十月郡奉行
[illegible]
[illegible]
流罪に処せられる
宝永元甲申年四月八日
[illegible]
宝永七庚寅年六月二日卒七十余

明和六巳年六月十七日病死
明和七庚寅年閏六月廿日元の病状を
命ぜられ
明和八辛未年二月十九日村松町の
[illegible]
宝永元甲申年四月廿日元の病状
[illegible]
宝永七庚寅年六月二日卒七十余

享保十六亥年八月十九日

御書院番之衆佐野弥右衛門信福儀

御徒組滝川播磨守組　三百俵　松浦求馬信秀

享保十七子年十二月廿八日　郡代任　御小納戸

同年四月廿九日　布衣之儀ニ仰付被

延享二丑年九月廿日　西御口石垣ヶ崩れ

宝暦元未年七月十二日　一統ニ被召出て安倉

列寸

宝暦四戌年八月廿日　御廣敷御用人

宝暦十辰年四月朔日　西御口石垣ヶ崩れ

倅無之家断
同年八月十六日死　享年二十歳

享保十五戌年八月十九日
西丸御書院番酒井豊前守組ゟ力留英恩院
御小性組瀧川播磨守組　三百俵　徳永八郎左衛門尚
後五百石　改　大学　内匠
享保十九寅年十二月七日病死　千百石
足高之内三百俵加へし奉る
明和四亥年五月廿日死　二十四歳

寛保十六丙申年三月晦日

寛保元辛酉年十二月廿七日病死

御中性但馬守様御養子

二万石 堀 数馬親茂

寛延二己未年四月十日 御役者

同年四月廿八日 上列 厩橋城へ御移し

御用之儀申渡れ 六月十日 御暇之儀仰渡

之儀ニ付 六月朔日 御帰り被成 右願之通

同年十二月十八日布衣之ヲ免サル

宝暦六丙子年十二月廿日右衛門尉ニ任ス

今ヨリ以前ノ五年四月廿八日ニ雅楽令ト

称シ侍ル十月十日帰洛ス八年間

宝暦九年卯年七月朝臣ニ先ス

同年四月廿六日従五位下ニ叙ス

（以下行ノ）

宝暦十庚辰年十二月廿日新帝即位

明和元甲申年四月四日死亡年六

宝暦十六丙戌年三月廿日

（後桜町天皇寛延元年十二月廿日即位）

御堂殿道澄川橋寺殿　子右　大納言兼教房

（後桜町天皇ノ御母方ノ家系）

改宗九郎

延享四丁卯年九月十二日辞入松下加賀守殿

宝暦六丙子年七月十六日小堂殿ト称ス

安永元壬辰年三月廿七日死亡年一歳

享保十六亥年三月廿日

長三郎正光隠居願
小三郎信名家督願ニ付

享保十二未年十月九日願ニ付

御小姓組渋川播磨守組　十石　玄屋長三郎正方

改長三郎
後改茂平

享保十九寅年八月廿八日ニ代り
大坂市関番代ヲ命ゼラレ同月廿九日暇
英令ニ被ル之ニ付ル明の卯年三月七日ニ出
仕ヲ願ル

右馬助宗武卿近侍殿乃番者（法名）
渋ゼラレ
宗武卿ヨリ近侍殿乃市使ヲ勤ル三月

元文四年　朔日傷す
元文四年七月十九日法花経
同年十二月十六日布施屋と云さま
寛保元年辛酉朔日法用寺
寛保三亥年二月十二日亀井豊前守
領分ゆく数住の事形八石別
庫和野（を）て花押の儀をもて
つき仰せ付る二月朔日法服黄金
傷同月朔日迄て抱傷す
延享四卯年閏十六日二九る大風
記ゆ内を消防の事を切仕
り五八月二日富士に登て法服を

を傷る
寛延元辰年付十日流球人来
五八を法用を勢つき仰付る
十二月廿八日ゆを勢しゆく法服
二を傷る
寛延二巳年九月六日日光山を
来葵
大猷廟百回法忌法退傷ゆを
法用を勢つきより仰付る明
年三月十日法服法服を傷る
月法延乃法用を勢五月十日
傷る仰付る明の十六日ゆ

法隆寺の事は当寺として何様とも
為べきやうなく所司と相談すべ
きなどと別に美濃国板と為べ
同年七月九日
御宮を修造せられ市聞と命ぜられ
付て当寺先世度造せられ訴
と云事あるとて法服美濃国板
何様に羽織と為べ之旨相聞候
法為事
宝暦元年辛酉七月日光代理
の事に付美濃国法服美濃国板何様
羽織と為べ二月十二日立ちたる

同六月十六日京都帰りに同月
十八日
大御所様の法人の御へと参べき
作法べ付九日出ると為して
何様と為る
宝暦二壬申年二月十日京都所奉行
同年四月十日法服美濃国板時服と
羽織と為べ社日勅使 作出さる
紙前寺と改
同年十二月十日比叡山山門諸堂社
法修後市聞と命ぜられ未だ切
なるべき内

宝暦三癸酉年十月廿日江戸町奉行
明和三丙戌年正月十日寺社奉行兼帯
心ゟ召しぬるゝて浦加瀬三百石九千石
同年閏十月廿日浦加瀬地の儀出羽
浦ゟ武蔵国横見郡山野下村地内
と相渡る

明和四丁亥年十月廿日病ひ重て馬上
にて江戸ゟ八王子陣屋長三郎出迎を
以て大坂の内但の者ゟ市中の儀九
者と云ふ所へ帰り作り
明和四丁亥年六月十九日卒六十六歳

高保十六己未年三月廿日
又十郎政之と養子
小姓番但馬守殿ゟ
高保十二申年四月二日家督
御小姓組溝口播磨守組
六百石 大河内又十郎政経

宝暦四甲戌年十二月廿七日
宝暦十七年十二月晦日
天明元辛丑年七月廿日死

享保十六辛亥年三月廿日

次第寄ノ忠頼卷ル
山城国伏見落居ス

享保十七壬子年六月廿日家綱

御小性組溝口播磨守泉 三百俵 要田章之助忠祇

改次第寄
[illegible]
山城守

元文二乙巳年十二月廿日 再来御小姓

同日布衣ヲ免ス

元文三年辛未六月廿一日

竹千代君乃御小姓ノ

宝暦元辛未年 付廿三日 ヨリ 大坂遠国

伊豆志摩ヲ為ト ヲ 勤ツキ仰付ル

同年三月十八日叡山仏事ニ改
宝暦十五年五月十三日市正年號ハ石塔ニ
宝暦十三癸未年三月十四日市正ニ改
寛永二乙丑年 正月十一日 御特命ニ
寛永四丁卯年六月四日 西丸御留守ニ
寛改三壬寅年七月七日 御鷹拝領
寛政八丙辰年 正月七日
寛政八丙辰年の御礼の御用を勤めしに
依て尋中に左の通仰せ付られ候間
仰付られ候ハ、時服を与へらる

寛政八丙辰年正月十四日 年九十三歳

寛政八丙辰年六月十六日

仰付られ候 従二位
大納言山科伊予守殿
改官名

延享二丙子年十月廿九日 御用
延享二丙子年十月廿九日 御用
御小性組滝川播磨守殿 高五百石 天明四甲辰年 御用
改官名

延享二丙子年十月廿九日 諸国巡検使を
命ぜられ十二月廿九日 関西を巡るべき
仰付られ 翌の寅年正月十日 御服黄金
拝 時服二領賜と仰付られ 同十日 御目通
仰付られ

寛政八丙辰年正月十四日 御小性組与頭

同年三月十八日 布衣を免ぜられ
明和七寅年 六月二日 御免ニ

同年八月十八日元亨日記

寛保十六丙辰年十月吉日

御小性組御川播磨守組　三百俵　松波左門義村

本常高組　松波左善真院殿

後号名　後左善隠居人

日日々々高老の元列者にて江戸詰
御供を仰つけられ御用無之元
を以て仰つけられ
元文三午年四月朔日御改番の
御供仰付候にて多賀谷日向守宮内
左衛門にて対馬と備る
同年四月三日踏絵四百石先迄の三百俵八

元亨奉る

寛永八辛未年四月二日老僧福黄金を以て入石仏山塔寺を建

寛永九壬申年十月九日死七十六歳

寛保十六辛未年青月吉日

御堂温湯川橋奉建三度依温泉海中而亡失

中古御書温泉之事而乱亡数度

後法華

日日御用あるべしとて御用寺院を始て

御書寺にて修行し給ふ

元文四未年十月八日大納言和尚後の

対馬に列し給ふ八月廿日に死去する

寛保三亥年閏四月十六日護持院乃

庭にて今年御修行の看病

中納言様育て海黄に成る

寛延元辰年閏十月七日　大納言殿
御法の射に列し　当中風邪に付暇を
給る
宝暦六丙子年十二月廿日　父多門
[illegible]
宝暦九卯年十二月十四日　高五十石
同上　[illegible]
明和四亥年十二月廿七日死　六十六歳

宝保二午卯年九月十九日
御勘定奉行後帝の範種出仕
御小性組番頭　二百俵　石野六郎帝範至
後　八左衛門
後　[illegible]
寛保二戌年十二月　[illegible]
元の二百俵に返し　[illegible]
延享元子年二月十日　大坂御同番代り
八月朔日御暇　[illegible]
延享二丑年四月朔日御[illegible]
右[illegible]

宝暦三癸酉年十二月廿日法列勝列
尾列川々をおさめ〻〻の奉行の
事を命ぜられ
宝暦四甲戌年正月廿九日御服黄金拝
領仰せ付られ
宝暦六丙子年六月十三日御用の事をて〻
仰めされ候〻奉〻七月廿六日を
事を営をつ〻め〻黄金拝領仰せ付られ
宝暦七丁丑年二月十日 西丸御役
同年十二月十八日布衣を免され
宝暦十庚辰年 八月十日御布丸乃
勝を仰出され

同年十月十三日 西丸御用
明和三丙戌年二月十三日甲列川々
おさめ〻〻御用を命ぜられ
三月朔日御服黄金拝領仰せ付られ
同年十月十日 御用
台願を願ひ出られ候ハ
ゝ
明和八辛卯年十二月廿日 奥御日記
安永元壬辰年二月廿九日 同年の色
ゝ大おこりて 西丸ゝ

うかがひに伺候至て日常出て
自配り等宜しき度慶さもなく
ことなく御勤仕
寄永元年正月廿八日御奉行
同年七月廿六日清水脇白張姿時服二
羽織と為り叙爵の儀仰せ
被蒙者
寄永六酉年七月廿日堀さて死去家

享保二十卯年九月廿九日

御小性組永井紀伊守直敬
左近衛中将松平日向守斉敬
組番頭 三番長 松平八十郎忠剛

元文元辰年九月十日騎射御稽古
場相勤と為る
元文二巳年四月十日新羅渡来
和ふて騎射御稽古場内の谷宮に
立られて美今と為る
同年七月富士山作倉の野猪一疋と為り
同年四月八日乙和者

元文三年

元文三年二月九日三田村備中守
流謫の処分に付し同月十日嘗中より
召されて黄金拾枚を賜ふ

同年二月晦日本家松平三郎殿忠視
病ひ篤きを以て忠則を養子に願ひ
奉り三月五日忠視免ぜられ八
年三月五日御書御免

同年四月五日忠視死のち遺領
を給ふ肥前唐津藩七万石

同年同月廿九日主殿を改

同年六月朔日饗宴の砌恩を以て
金子代若干を賜ふ一説に拝領

同年十二月十八日叙爵の御礼を殿を改
元文四年九月朔日執政の事を
拒絶す是饗宴の砌なり

延享四年七月十一日御参者書
寛延二年十月十日卒 三十四歳

享保二十卯年九月十九日

御中性組和歌宣旨須　三位侍従松平右馬頭殿命忠英

樹葉附石見守忠一拝伝

法子五百石　改家督

寛延三午年八月三日　従四位下左近衛少将

宝暦十辰年六月三日　諸国巡検使ト

命ゼラレ七月十日東街道ヲ巡視ス

左京亮ト称シ明和元年二月十日

中服英令拝ス時ニ奥ヲ称シ六月

朔日御礼申上ル

明和元甲申年

同年十月十日御使書

同年四月十日布衣を免さる

同年七月八日三列西尾藩江渡番用を
命ぜらる九月朔日市脇美人を拔て
褒め十月朔日改て報賞す

安永四乙未年十二月九日市村員氏
安永六丁酉年四月十二日許免日光乃
法代を命ぜらる同月十日旅粧の
粹を以て白銀三枚と褒め四月法代
を除く

天明元辛丑年十二月十日御法事行
寛政元己酉年同六月十日御祭事行

寛政三辛亥年三月十日老職いまゝ
年始ゆゝしれ〻年寄れハ肖服之
褒め事命ず列す

寛政四壬子年四月七日勢任主殿三番依
と褒め

寛政六寅年三月十日饗宴をもつて
全体とす

寛政七卯年八月廿三日死年九歳

享保二十卯年九月十九日

御先祖代但馬守殿御墓所

御小性組武藤太郎但馬守 千石 市橋左近将監殿

改左近

寛保三亥年十二月十三日家督ニ而

御九千石ニ而

延享元辰年二月廿六日参勤西尾城

江戸ニ而

御目見仕

御小性組ニ而

御番入仕

御役ニ而

のち七月朔日 右願ニ而隠居

明和八卯年四月十六日西尾ニ而

病死仕

同年十二月　日　初度者と名さしれ
安永元甲申年九月十日　清光院
天明元辛丑年十月廿日　老職　是まて
当主しとも　時服之儀　御会合
列す
寛政元酉年七月廿日　致仕　剃髪
之儀仰付る
寛政四子年　四月八日　九才　八年
享保二十卯年九月十九日
御当寺　右衛門尉　義茂　弁　長成
御小性組　新城　宗右衛門組　三番後　玉虫勝之助　義雅
延享二丑年六月十二日　新番　任　死　三年　四歳

享保二丁卯年九月十九日

御代官 佐久間氏令兵衛

御小性組 三百俵 川勝友次郎氏方 後七郎右 後市郎兵

宝暦十庚辰年十月廿三日 御目見 一学 七郎右

宝暦十庚辰年九月廿日 病死 四十六歳

享保二十卯年九月廿九日

御小性組永井藤三郎

御小性組永井藤三郎 三百俵 荻掛大吉永房 隆五百石 改宗女

寛保二戌年十月廿日碑文谷の内
ゟ道遠く成り候ゆへ射場畫喰に
まて射出き申候ゆへ御断申て
四月晦日宮中ゟ召出て此段を賜る
延享三寅年三月二日潤五百石二年毛
迄の三百俵八返上する

延享四卯年十月二日死三十三歳

享保二十卯年九月十九日

御性相職紙幣右馬廻　三百俵　鷹匠人今亟貞恒

元文三年辛未年より養文可賞之旨被仰出

元文三年辛未年介書廩米若干御蔵賞象戸

その内宝暦年間御免賞象戸

宝暦元年辛未年十月廿六日いろいろ

いろいろ出りてあとより

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan